



令和3年度 「千葉県警察における障害のある職員の活躍のための推進計画」の推進結果

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第6項の規定に基づき、公表します。

採用に関する目標

障害のある職員の実雇用率を、毎年6月1日時点における法定雇用率以上とすることを目標としています。

(令和3年6月1日時点)

項目	目標値	実雇用率
障害者雇用率	2.6%	2.86%

* 目標値は、法定雇用率となります。

* 令和3年6月1日時点の法定雇用率は、2.6%となります。

定着に関する目標

各種取組を推進することにより、不本意な離職を生じさせないことを目標としています。

定着状況

障害に起因する離職者はいませんでした。

* 計画期間の開始日以降に「障害者を対象とした職員採用選考」にて採用した障害者を対象としています。

障害のある職員を対象とした職場満足度に関するアンケートの実施

各項目について、「満足」「やや満足」「どちらでもない」「やや不満」「不満」の選択肢のうち、「満足」「やや満足」と回答した割合となります。

千葉県警察に就職して、現在働いていることへの全体評価	83%
相談体制等の職場環境について	61%
勤務する上での障害への配慮について	68%
現在の業務内容について	71%
現在の業務量について	68%
物理的な作業環境について	66%

■ 取組内容の実施状況

1 募集・採用

- ◆ 特定の障害に限定することなく、身体障害者、知的障害者及び精神障害者いずれの方も受考対象とした選考考査を実施しました。
- ◆ 採用試験合格者に対して、障害に関する状況や希望する配慮について正確に把握するためのアンケートを実施し、本人の同意を得た上で、配属先と情報共有を図り、不安の解消を図りました。

2 多様な相談先の確保と周知

- ◆ 障害者生活相談員等の障害のある職員に対する相談サポート体制について、全職員に対し周知を図りました。

3 障害等への理解促進

- ◆ 障害を理由とする差別の解消に関する教養資料及び視聴覚教材を各所属に配布するとともに、職員用ポータルサイトに掲載して、障害に対する理解の促進に努めました。
- ◆ 部外講師を招き、人権に配慮した接遇等について学び、障害のある方に対する理解の向上に努めました。

4 その他

- ◆ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を行いました。